

ヘルプマーク・ヘルプカード 配布ガイドライン

令和3年6月14日
鹿児島県くらし保健福祉部
障害福祉課障害者支援室



目 次

1	ヘルプマーク・ヘルプカードの概要について	1
2	ヘルプマーク・ヘルプカードの配布について	3
3	普及啓発について	4
4	Q & A	4

1 ヘルプマーク・ヘルプカードの概要について

(ヘルプマーク)

(1) ヘルプマークとは

義足や人工関節を使用している方，内部障害や難病の方，妊娠初期の方など，援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が，周囲の方に支援を必要としていることを知らせることで，援助等が得やすくなるよう，2012年に東京都が作成したマークです。

2017年7月に，JIS（案内用図記号）に追加されました。

鹿児島県では，ストラップ型のヘルプマーク（以下，「ヘルプマーク」と，ヘルプカードの2種類を配布しています。 ※ヘルプマーク：令和3年7月から配布



(2) 目的

「ヘルプマーク」，「ヘルプカード」は，支援が必要な人が困ったときに支援を求めるためのもので，「支援が必要な人」と「支援できる人」を結ぶマーク（カード）です。

支援が必要な人には，自分から「困った」とはなかなか伝えられない人がいます。支援が必要なのに，「コミュニケーションに障害があってそのことが伝えられない人」「困っていることそのものを自覚していない人」もいます。特に，災害時には，困りごとが増えることが想定されます。

一方，地域の人からは，何かあったとき，「どう支援したらよいかわからない」「障害のことがわからない」「困っているのではないかと気になるけれど，誰にその人のことを聞いたらよいかわからない」という声があります。

何かきっかけさえあれば，両者がつながることができます。

ヘルプマーク・ヘルプカードは，そのきっかけをつくるものです。

(3) ヘルプマーク・ヘルプカードの意義

ヘルプマーク・ヘルプカードには，次のようなことが期待できます。

① 本人にとっての安心

「何かあったときに，理解してもらえる，手助けしてもらえる」という安心感があります。

② 家族，支援者にとっての安心

緊急連絡先等を本人が携帯していることは，家族や支援者の不安をやわらげます。

③ 情報とコミュニケーションを支援

緊急時に必要となる情報をあらかじめ備えもつことで、緊急時に支援してくれる人とのコミュニケーションのきっかけになります。

④ 障害に対する理解の促進

「ヘルプマーク」、「ヘルプカード」が幅広く知れわたることで、「ヘルプマーク」、「ヘルプカード」を必要としている人の存在や障害などへの理解を広めることができます。

(4) ヘルプマーク・ヘルプカードの使い方

支援が必要な人が持ち歩くことにより、日常生活や災害時、緊急時など、周囲の人に手助けを求めたい時などにヘルプマーク・ヘルプカードを使い、支援を必要としていることを知らせることができ、周囲の方に支援を求めることができます。

ヘルプマークには、付属のシールを貼付することで、必要な支援を書き込めるようになっており、カバン等に付けて使うことができます。

ヘルプカードには、裏面に必要な支援を書き込めるようになっており、首からさげたり、財布に入れる等の使い方ができます。

(5) ヘルプマーク・ヘルプカードの活用場面

ヘルプマーク・ヘルプカードは、次のような場面で役に立ちます。

① 日常的にちょっとした手助けがほしいとき

- ・ 電車・バスの中で席を譲ってもらいたいとき
- ・ 駅や商業施設等で声をかけてもらいたいとき

② 緊急のとき

- ・ 道に迷ってしまったとき
- ・ パニックや発作、病気の時

③ 災害のとき

- ・ 災害が発生したとき
- ・ 災害に伴う避難生活が必要なとき

(6) ヘルプマーク・ヘルプカードの様式

○ ヘルプマーク

- ・ 本体 縦 8.5 cm × 横 5.3 cm
- ・ 吊り下げバンド 縦 22.4 cm × 横 1.1 cm
- ・ 背面貼付シール 縦 6.9 cm × 横 4.3 cm

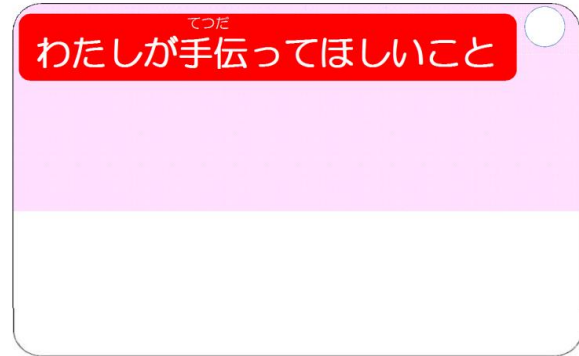


○ ヘルプカード

縦 5.4 cm × 横 8.5 cm (運転免許証サイズ)

(表)

(裏)



2 ヘルプマーク・ヘルプカードの配布について

(1) 配布窓口

各市町村 (障害福祉担当課等, 配布窓口は市町村で決定)
各地域振興局・各支庁保健福祉環境部
各支庁事務所
ハートピアかごしま
県障害福祉課障害者支援室

(2) 配布対象

義足や人工関節を使用している方, 内部障害や難病の方, 妊娠初期の方など, 外見から援助等が必要なことが分からない方で, 日常生活や災害時などにおいて, 配慮や支援を必要とする方

※ 障害の有無, 障害者手帳の有無は問いません。

(3) 配布方法

「ヘルプマーク・ヘルプカード」の概要について説明し, 趣旨を理解していただいた上で配布してください。

- ① 「ヘルプマーク・ヘルプカード交付に係るアンケート」により受け付けてください。
- ② 「両方持っていない」にチェックをつけた方にはヘルプマークとヘルプカードの両方を, 「ヘルプマークのみ持っている」にチェックをつけた方にはヘルプカードを, 「ヘルプカードのみ持っている」にチェックをつけた方にはヘルプマークを交付して下さい。
- ③ 申込者 1 人につき, 一組までの配布として下さい。
- ④ 配布は, 無料です。
- ⑤ 配布に当たっては, 障害者手帳などによる確認は不要です。
- ⑥ ヘルプマーク・ヘルプカードは配慮や支援が必要であることを周囲に知らせるために使用するものであり, 障害者手帳のように交通料金や施設利用料などの割引サービスの適用はありません。また, 周囲の方に対

しては、できる範囲での手助けを求めるものです。

ヘルプマーク・ヘルプカードの使用法等を使用者に周知するため、ヘルプマーク・ヘルプカードの配布時に概要説明と併せて別添のちらしを適宜配布してください。

(4) ヘルプマーク・ヘルプカードの管理方法

- ① 「ヘルプマーク・ヘルプカード受払簿」により、配布状況を管理してください。

※参考様式を添付しますので、必要に応じて、適宜変更してください。

- ② 配布数の報告

配布数の管理のため、「ヘルプマーク・ヘルプカード配布状況報告書」により、配布状況を県障害福祉課障害者支援室地域生活支援係に報告してください。

配布状況	報告期限	備 考
4～6月分	7月10日	報告期限が閉庁日の場合は、翌開庁日までに報告してください。
7～9月分	10月10日	
10～12月分	1月10日	
1～3月分	4月10日	

3 普及啓発について

「ヘルプマーク・ヘルプカード」は、周囲の人の支援を促すことを目的としていることから広く県民の皆様や関係機関の方々に趣旨を理解していただくことが重要であると考えています。

このことから、県では、ヘルプマーク・ヘルプカードを利用している人が配慮や援助を得やすくなるよう普及啓発に取り組んでいくこととしていますが、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発には、全県的な取組が必要ですので、配布窓口をお願いする市町村等においても、ポスター、チラシ、ホームページ、広報誌、イベント等を通じての周知に御協力ください。

4 Q & A

(1) 配布方法について

- Q 1 配布対象は、「義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、外見から援助等が必要なことが分からない方で、日常生活や災害時などにおいて、配慮や支援を必要とする方」とありますが、腰が痛いなど一般に多くの方が患う体の不調の方も対象になりますか。

A 1 はい。

配慮や支援が必要な方が対象ですので、ヘルプマーク・ヘルプカードの趣旨を理解した上で、配布を希望する方は配布の対象となります。

Q 2 高齢者の方も配布の対象となりますか。

A 2 はい。

配慮や支援が必要な方で配布を希望する方は、配布の対象となります。

Q 3 利用者本人ではなく、ご家族や支援者が代わってヘルプマーク・ヘルプカードを受け取りにきた場合、配布してもよいですか。

A 3 はい。

配布に当たっては、利用者本人に、ヘルプマーク・ヘルプカードの趣旨と適切な利用について説明していただくよう案内してください。

Q 4 ご家族・ご友人等の分として、複数のヘルプマーク・ヘルプカードの配布希望があった場合、配布してもよろしいですか。

A 4 どなたの分を必要とされるのかを確認の上、必要な枚数を配布してください。

配布に当たっては、一人につき1枚、アンケートを記入してもらい、ヘルプマーク・ヘルプカードの趣旨と適切な利用について、利用者本人それぞれに説明していただくよう案内してください。

Q 5 紛失等で再交付の希望があった場合は、どのように対応すればいいですか。

A 5 再配布を希望する理由を確認の上、アンケートを記入してもらい、配布してください。

Q 6 障害者支援施設等を利用している方は、施設の住所地の市町村と利用者の出身市町村のどちらに申し込むこととなりますか。

A 6 どちらでも構いません。

Q 7 障害者施設、障害者団体等から利用者や会員分をまとめて配布してほしいという申出があった場合は配布してもよいですか。

A 7 ヘルプマーク・ヘルプカードを適切に利用していただくため、ヘルプマーク・ヘルプカードの趣旨を理解していただいた上で配布することとしているため、利用者の住所地の市町村等の窓口で、直接、配布することを原則としています。

ただし、必要としている方について、代理の方等がヘルプマーク・ヘルプカードの趣旨を説明し、理解していただいた上で、アンケートをそれぞれ記入の上、まとめて申請があった場合などは、配布可能と考えます。

Q 8 ヘルプマーク・ヘルプカードを郵送で配布することができますか。

A 8 郵送での配布希望がある場合は、必要事項を記入した「ヘルプマーク・ヘルプカード交付に係るアンケート（郵送用）」と切手（ヘルプマークを含む場合は120円分、ヘルプカードのみの場合は84円分）を同

封の上，県障害福祉課障害者支援室地域生活支援係あて申し込むよう案内してください。

(送付先)

〒 8 9 0 - 8 5 7 7

鹿児島市鴨池新町 1 0 - 1

鹿児島県障害福祉課障害者支援室地域生活支援係

Q 9 ストラップ型のヘルプマークを新たに配布する理由はなんですか。

A 9 県では，必要な支援内容や緊急連絡先などを記載することができるほか，財布に入れたり，カバンに付けたり，首から提げたりといった使いやすいう方法で携帯でき，ストラップ型のヘルプマークと同様の使い方もできるヘルプカードを令和元年7月から配布しております。

その後，全国的にヘルプマークの導入が進んだことや，より配慮や援助を得やすくなるよう，ヘルプカードより目立ちやすく，気付いてもらいやすいストラップ型のヘルプマークも配布することとしました。

Q 10 配布を希望する方には，ヘルプマークとヘルプカードの両方を配布するのでしょいか。

A 10 ストラップ型のヘルプマークとヘルプカードを併用することで，より配慮や援助を得やすくなると思います。既にヘルプカードを持っている方を除いて，ヘルプマークとヘルプカードの両方を配布いたします。

Q 11 ヘルプカードを持っている方がヘルプマークを配布してほしいと窓口に来られましたが，アンケートに改めて記入していただく必要がありますか。

A 11 ヘルプマークについても，ヘルプカードと同様に配布状況を把握する必要がありますので，アンケートへの記入をお願いします。

なお，アンケートには，既にヘルプカードを持っている方のチェック欄を設けておりますので，この欄にチェックのある方へは，ヘルプマークのみ配布してください。

(2) 普及啓発について

Q 12 イベントや講演会等でヘルプカードを紹介する予定ですが，ポスター，チラシを提供してもらえますか。

A 12 在庫がある場合は，ポスター・チラシ等を提供できますので，県障害福祉課障害者支援室まで連絡ください。

また，県ホームページにポスター及びチラシのデータを掲載していますのでご活用ください。

Q 13 ヘルプマークの配布に当たって，県はどのように普及啓発に取り組めますか。

A 13 ヘルプマークの配布に当たり，県では，改めて県の広報誌や広報番組等で広く県民に対して周知するとともに，ヘルプマークの入ったチラシ

やポスターを障害者団体や公共交通事業者、商業施設等に配布し、人目のつきやすいところに掲示等していただくこととしております。

Q14 ヘルプマークを新たに配布することに伴い、改めて、市（町村）の広報誌で紹介したいと考えていますが、県の広報紙の原稿を活用できますか。また、市（町村）立の小・中学校、高校の児童・生徒に対して、チラシを配布することは差し支えないでしょうか。

A14 ヘルプマーク、ヘルプカードは、周囲の方に支援を促すことを目的としておりますので、広く県民の皆様や関係機関の方々に趣旨を理解していただくことが重要です。県の広報誌の原稿等は、データにて提供いたしますので、様々な機会を捉えて、周知してくださるよう、ご協力をよろしく申し上げます。

(3) その他

Q15 妊娠初期、傷病等の理由でヘルプマーク・ヘルプカードを交付した場合は、不要になったヘルプマーク・ヘルプカードを返却してもらうのですか。

A15 ヘルプマーク・ヘルプカードの返却は必須ではありませんが、返却の申出があった場合は、受け取りをお願いします。

Q16 ヘルプマーク・ヘルプカードの利用者が転出・死亡した場合の取扱いについて教えてください。

A16 転出・死亡いずれの場合も、配布窓口での回収の必要はありませんが、ご本人やご家族から返却の申出があった場合は、受け取りをお願いします。

Q17 返却されたヘルプマーク・ヘルプカードはどうすればいいですか。

A17 返却されたヘルプマーク・ヘルプカードは、未使用の場合など再利用ができる状態であれば再利用し、再利用困難なものは廃棄してください。

Q18 住民からヘルプマーク・ヘルプカードについての問合せがあった場合は、どこで対応することになりますか。

A18 対応できる範囲で、問合せを受けた窓口で対応してください。
対応ができない場合は、県障害福祉課障害者支援室地域生活支援係（電話：099-286-2746）までお問い合わせ下さい。